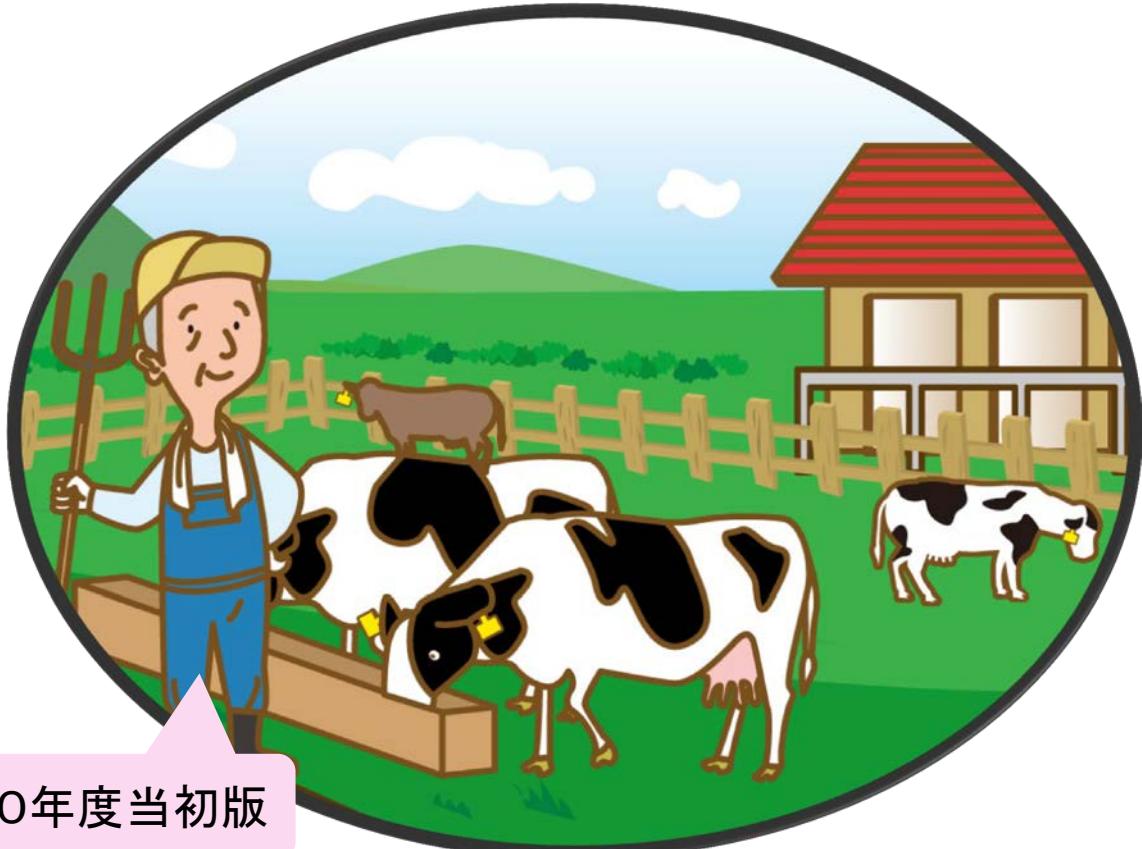


# 飼料生産型酪農経営支援事業

## の手引き



30年度当初版

農林水産省は、自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに環境負荷軽減に取り組んでいる者）を支援しています。

支援の内容は、**飼料作物の作付面積に応じて本体交付金を交付**するとともに、「**輸入飼料からの切替**」又は「**乳用後継牛の増頭**」を要件に、**飼料作付面積を拡大した面積に応じて追加交付金を交付**するものです。

# 目次

	ページ
飼料生産型酪農経営支援事業とは？	1
事業参加における要件とは？	2
飼料作物作付面積の考え方？	4
農作業受託とは？	5
耕種農家等との契約栽培とは？	6
経産牛 1頭当たりの飼料作物作付面積とは？	7
農業環境規範の実践とは？	9
環境負荷軽減の取組とは？	10
01 堆肥の適正還元の取組とは？	11
02 温室効果ガス低減の取組とは？	12
03 放牧の実施とは？	14
04 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施とは？	16
05 サイレージの適正な生産・管理とは？	18
06 国産副産物の利用促進とは？	20
07 環境負荷に配慮した デントコーン・ソルガム等の生産とは？	22
-1 スラリー等の土中施用とは？	23
-2 連作防止の実施とは？	25
-3 不耕起栽培又は側条施肥の実施は場における 化学肥料又は農薬使用量の削減とは？	26
-4 化学肥料及び農薬使用量の削減とは？	28
-5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減とは？	29
追加交付金の対象となる拡大面積とは？	30
輸入飼料からの切替とは？	31
乳用後継牛の増頭とは？	32
留意事項	
I. 環境負荷軽減の取組について	33
II. 追加交付金の交付申請について	37
(参考) 化学肥料の種類	38
参加の手続等	39
問い合わせ先	41



# 飼料生産型酪農経営支援事業とは？

## ■ 支援対象者

■ 次の要件を満たす酪農家等が支援の対象となります。

- ① 飼料作物作付面積が、経産牛1頭当たりの基準面積以上（北海道40a／頭、都府県10a／頭）であること。
- ② 環境負荷軽減の取組を実施すること。
- ③ 3年ごとに 作付面積の拡大 又は 環境メニューの切替 に取り組むこと。
- ④ その他の要件（年間を通して生乳を出荷していること、事業実施状況の確認等に協力すること等）を満たすこと。



## ■ 交付金単価

【本体交付金】

■ 全飼料作付面積 15,000円／h a

【追加交付金】

■ うち作付拡大面積 (15,000円／h a) + 30,000円／h a

## ■ 飼料作物作付面積

飼料作物作付面積は、基準面積、交付対象面積の両方の算定に利用します。

自己所有地

借地

農作業受託面積

耕種農家等との契約栽培面積

飼料作物を事業実施年度に1作以上作付している面積に加え、二期作、二毛作の2作目の面積を含みます。

- ・永年牧草の2回刈りは認められません。
- ・年度内に収穫する必要があります。

注： ただし、耕種農家等との契約栽培面積に 水田活用の直接支払交付金 の交付対象面積が含まれる場合は、その面積を除いた面積が本事業の交付対象面積となります。

## ■ 端数処理

### ● 飼料作物作付面積は10a単位(10a未満切捨て)

ただし、耕種農家等との契約栽培であって水田活用の直接支払交付金の交付対象面積がある場合は、あらかじめ水田活用の直接支払交付金を除いた上で10a単位とします。

なお、水田活用の直接支払交付金の交付面積は、1a未満の端数を切り捨てたものを利用します。

# 事業参加における要件とは？

## ■ 環境メニューの取組必要数

- 3年ごとに「作付面積の拡大」又は「環境メニューの切替」に取り組み、各要件に応じて必要となる数の取組を次の中から選んで実施する必要があります。

なお、28年度から30年度の間に新規で事業に参加した者は、取組必要数は1つとなります。

3年ごとの選択要件	環境メニューの取組必要数
面積拡大	1
メニュー切替	2
新規参加	1

## ■ 「作付面積の拡大」の考え方

- 「作付面積の拡大」を選択する場合、28年度から30年度において、その直近3カ年度の基準面積算定用飼料作物作付面積のうち、最大の面積から拡大している必要があります。
- 基準面積算定用飼料作物作付面積は、10a単位とし、10a未満は切捨てとします。

基準面積算定用飼料作物作付面積の例(単位はアール)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
例 1	—	—	100	100	100	120
2	100	100	100	90	120	100
3	100	100	100	120	110	110
4	100	110	100	100	100	100
5	110	120	130	110	100	120



OK

OK

OK

NG

NG

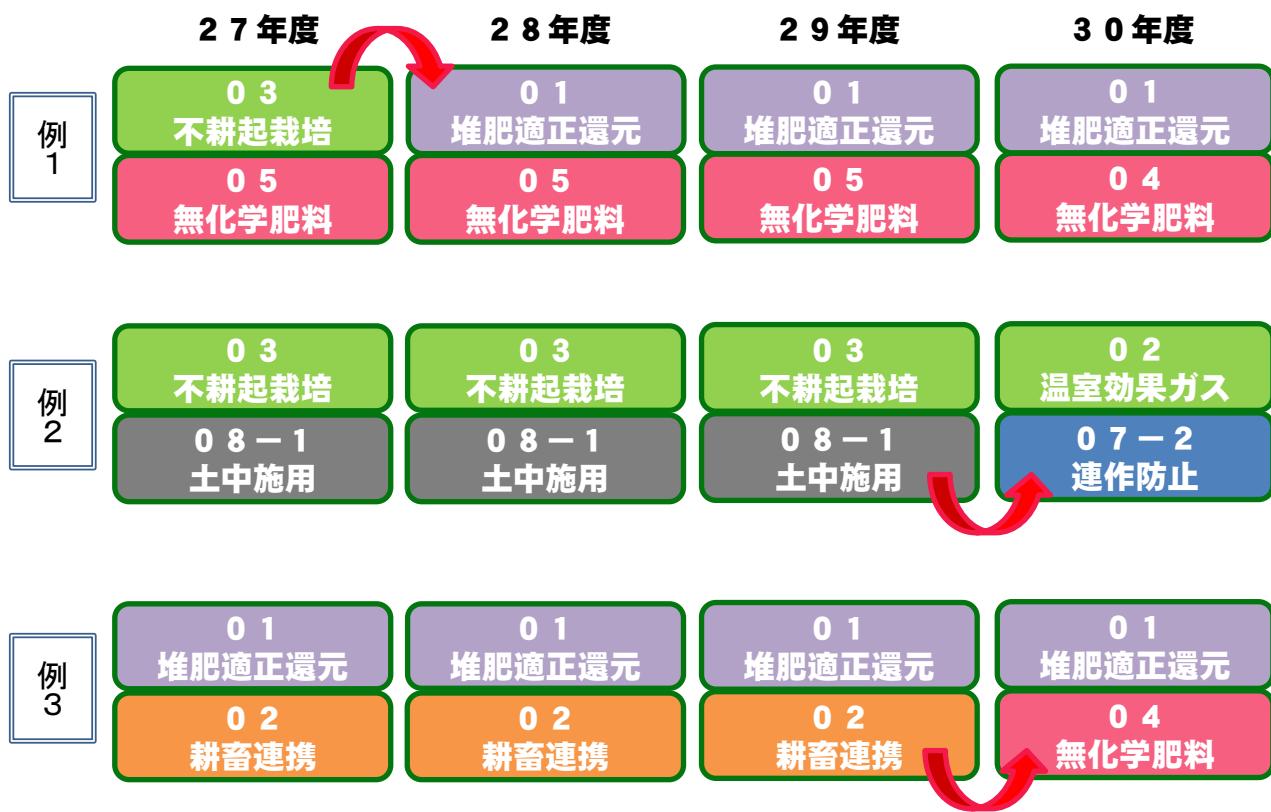
例4及び5は、H28、29及び30年度の全てが、それぞれ直近3カ年度の最大面積と比較して拡大していないため、「作付面積の拡大」とは認められません。

# 事業参加における要件とは？(2)

## ■ 「環境メニューの切替」の考え方

- 「環境メニューの切替」を選択する場合、実践する環境メニュー2つの中うち1つは、28年度から30年度において、新たに取り組んだものである必要があります。

(取組例)



契約栽培により耕種農家等が飼料作物を作付ける面積については、これらの取組を実践する必要はありません。



- 「環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガム等の生産」は、メニュー内での取組変更は「環境メニューの切替」として認められます。
- 1つの取組のみの実施で7,500円／haの交付金を受け取ることはできません。
- 年度途中に取組を変更させることはできません。

# 飼料作物作付面積の考え方は？

## ■ 考え方

	1作目	2作目	3作目		
①	デントコーン 987.6a (畷)	デントコーン 123.4a (水田)	イタリアン 543.2a (畷)	イタリアン 123.4a (水田)	イタリアン 543.2a (畷)

3作目以降  
は加算でき  
ません。

	1作目	2作目	3作目		
②	デントコーン 987.6a (畷)	デントコーン 123.4a  耕種農家等 との契約栽培 (水田)	イタリアン 543.2a (畷)	イタリアン 123.4a  耕種農家等 との契約栽培 (水田)	イタリアン 543.2a (畷)

3作目以降  
は加算でき  
ません。

- 飼料作物作付面積は、二期作、二毛作の2作目の面積を含むことから、①、②ともに1作目の「デントコーン」+2作目の「イタリアン」をカウントします。

### 飼料作物作付面積

①、②の例とともに、1,770a

1作目「デントコーン(987.6a+123.4a)」+2作目「イタリアン(543.2a+123.4a)」

=1,777.6a÷1,770a(10a未満切捨て)

基準面積=1,770a÷経産牛頭数

- ただし、耕種農家等との契約栽培であって、水田活用の直接支払交付金の交付対象面積があれば、本事業の交付対象面積から除くことから、②は水田活用の直接支払交付金の対象面積を除いた面積が交付対象となります。

### 交付対象面積

①の例⇒飼料作物作付面積=交付対象面積

1,770a

②の例⇒水田活用の直接支払交付金の交付対象面積を除いた面積

1,530a

123.4a+123.4a=246.8a(水田活用の直接支払交付金対象面積)

1,777.6a(端数処理前の飼料作物作付面積)-246.8a=1,530.8a÷1,530a

水田活用の直接支払交付金の交付対象面積をあらかじめ除いた上で、10a未満切捨て

# 農作業受託とは？

## ■ 農作業受託面積について

- 飼料作物作付面積では、**農作業受託面積**を算入できることとしております。

農作業受託による飼料作付地（委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地）は、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、農地の所有者から農作業の委託を受けた飼料作付地です。

- 1 受託者が基幹的な作業の全てを受託し、自ら作業を行うこと。
- 2 受託者が、その生産した飼料作物（所有権を委託者が有していると判断できるもの。）を①委託者から買い取り、又は②委託者から販売を受託して第3者に対し販売すること。
- 3 委託者が、①受託者への販売による収入又は②受託者に販売を委託して得た収入の程度に応じ、当該収入の一部を農作業及び販売の受託の対価として充当すること。ただし、受託の対価については、現物と相殺できるものとする。



- 同じ飼料作付地において、委託者と受託者の両者が交付金を受け取ることは認められません。  
このため、確認の際には委託者の参加申込書を見て、農作業受託契約書に記載されている地番が無いかを確認することが必要です。

# 耕種農家等との契約栽培とは？

## ■ 耕種農家等との契約栽培面積について

- 飼料作物作付面積では、**耕種農家等との契約栽培面積**を算入できることとしております。

耕種農家等との契約栽培による飼料作付地（耕種農家が飼料作物の作付けを行うことを約した契約の対象である農地又は採草放牧地）は、次に掲げる事項の全てを約した契約に基づき、酪農経営者等が飼料の生産の一部または全部を農地の所有者または借受者である耕種農家等、もしくは、耕種農家等から農地の利用を委託されたコントラクター等へ委託した飼料作付地です。

- 1 耕種農家等またはコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること。
- 2 酪農経営者等は耕種農家等またはコントラクター等が行う役務もしくは、生産された飼料作物に対する対価を支払うこと。ただし、支払いについては、現物と相殺できるものとする。



対価を支払ったことがわかるものとして、領収書等を保管し、現物相殺の場合は、相手先耕種農家等、受取量、受取日時、署名のある確認表等を整理・保管するようお願いします。



- 飼料作物作付地は耕種農家等の土地であるため、面積の確認には、耕種農家等の協力が不可欠です。事前の話し合い等で、関係書類の提供をお願いしておくとスムーズです。書類の確認が出来ない場合は、実測等の手段による確認となります。
- 契約を、土地の所有者もしくは借受者である耕種農家等と酪農家で行う場合でも、作業をコントラクター等に委託することは可能です。

# 経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積とは？

## ■ 経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積の求め方

- 経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積が基準面積以上であることが事業参加の要件となります。  
(基準面積：北海道40a／頭、都府県10a／頭)
- 経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積の求め方は以下のとおりです。

### 飼料作物作付面積

(当年度に収穫することが確実に見込まれること)

- 飼料作物作付のある自己所有地
- 飼料作物作付のある借地  
(農地の場合、農地法第3条の許可、または農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等が行われていること)
- 農作業受託面積
- 耕種農家との契約栽培面積
- 二期作、二毛作の2作目

農協等が作付けの状況を現地確認します。

10a未満は切捨て  
39. 9a→×

北海道に  
あっては  
40a以上

都府県に  
あっては  
10a以上

### 経産牛飼養頭数

事業参加年度の7月1日現在における牛個体識別台帳に記載されている満27ヶ月齢以上の乳牛の雌牛



10a未満は切捨て  
9. 9a→×

# 経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積とは？(2)

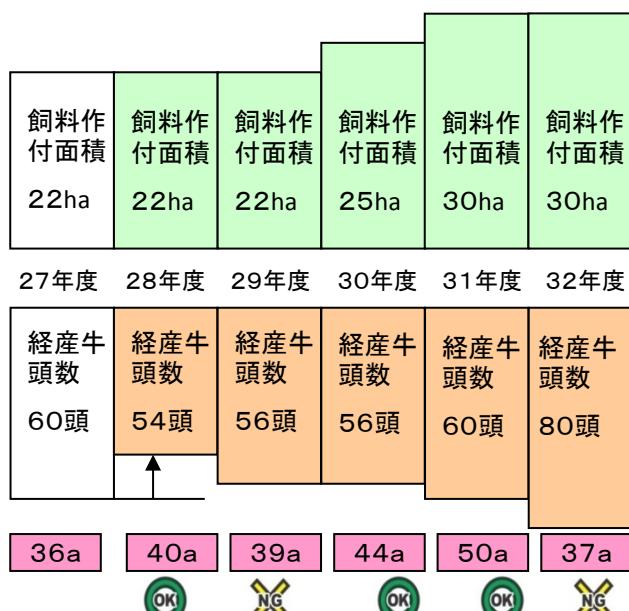
## ■ 経産牛1頭当たりの飼料作物作付面積の確保

■ 繼続して交付を受けるためには、毎年度、必要な面積を確保する必要があります。

いずれのケースも、面積は北海道の場合

### ケース1

27年度は、面積要件を満たしていないが、今後、駄牛を淘汰する、又は飼料作付面積を増やす予定。この場合、助成対象となるケースもある。



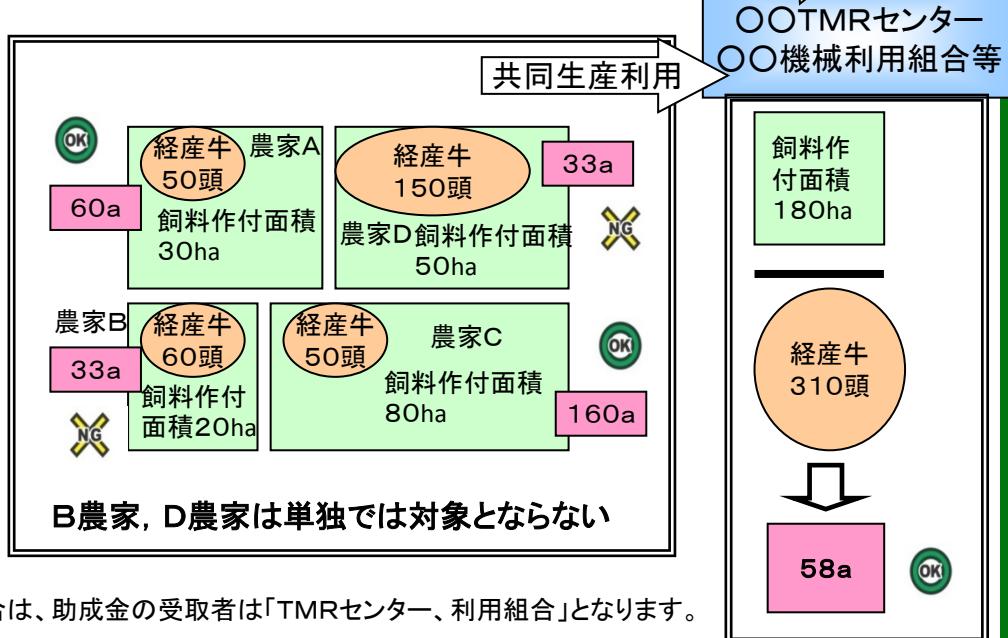
3年、5年など、期限を定めて借地をしている場合、期間中の失効に注意しましょう。

また、毎年度の経産牛飼養頭数の移動にも注意しましょう。

環境負荷軽減の取組は共同で一つの取組を行っても、農家個々が別の取組を行ってもかまいません。

### ケース2

複数の農家が、TMRセンター、機械利用組合などにより、一体となって飼料生産、堆肥還元等を実施している場合は、参加農家全体の面積、頭数でカウントできます。(規約を定め、飼料生産等に関する経理の一元化を行っていること)



注)1. ただし、この場合は、助成金の受取者は「TMRセンター、利用組合」となります。

2. 組織の口座を設けて、飼料生産・堆肥散布等に関する収入・経費をこの口座で管理する必要があります。

# 農業環境規範等の実践とは？

## ■ 農業環境規範等とは

- 「農業環境規範」は環境と調和した農業生産活動を行っていく上のポイントを整理したもので、農業環境規範の実践が本事業の要件となっています。酪農経営の場合、「家畜の飼養・生産編」と「作物編」の両方の点検シートをチェックする必要があります。
- 「飼料生産型酪農経営支援事業」では、原則、この点検の取組チェック欄をクリアすることが交付要件となりますので、忘れずに、取り組んでください。
- なお、GAP取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践している場合は、それを確認できる書類を準備してください。

家畜排せつ物法の指導等を受けており、改善がなされてない、または環境関連法令の罰則を受けたことのある酪農経営は事業に参加できません。

### 家畜の飼養・生産 チェックシート

チェック欄

1. 家畜排せつ物法の遵守
2. 悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行
3. 家畜排せつ物の利活用の推進
4. 環境関連法令への適切な対応
5. エネルギーの節減
6. 新たな知見・情報の収集

### 作物の生産 チェックシート

チェック欄

1. 土づくりの励行
2. 適切で効果的・効率的な施肥
3. 効果的・効率的で適正な防除
4. 廃棄物の適正な処理
5. エネルギーの節減
6. 新たな知見・情報の収集
7. 生産情報の保存



### ポイント POINT

- 「農業環境規範」は17年度以降、適宜、補助事業等の要件とするなど関連づけをすることとしています。



### キーワード KEYWORD

- 「環境関連法令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法、悪臭防止法のことです。

# 環境負荷軽減の取組とは？

## ■ 環境負荷軽減の取組

■ 以下の7種の環境負荷軽減の取組の中から、酪農経営が自ら選択し、実施することが必要です。なお、「07環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガム等の生産」を実施する場合は、07-1～5のうち1つを選択することとなります。

- 01 堆肥の適正還元の取組
- 02 温室効果ガス低減の取組
- 03 放牧の実施
- 04 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施
- 05 サイレージの適正な生産・管理
- 06 国産副産物の利用促進
- 07 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガム等の生産
  - 1 スラリー等の土中施用
  - 2 連作防止の実施
  - 3 不耕起栽培又は側条施肥の実施ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減
  - 4 化学肥料及び農薬使用量の削減
  - 5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減

契約栽培により耕種農家等が飼料作物を作付ける面積については、これらの取組を実践する必要はありません。

## ■ 環境負荷軽減の取組の選択例

**例 1** : 面積拡大の場合 → 取組数1つ      **堆肥の適正還元の実施**

**例 2** : 環境メニューの切替の場合 → 取組数2つ

環境メニューのうち、1つは、平成28～30年度の間に新たに取り組んだものである必要があります。

堆肥の適正還元の取組



国産副産物の利用促進

# 堆肥の適正還元の取組とは？

## ■ 取組の目的

- 堆肥の過剰施用による窒素過多等により、地下水汚染や牛の硝酸塩中毒等が問題になることがあるため、施肥基準に適合した施肥設計に基づく堆肥の施用及び耕種農家等への堆肥供給により、堆肥の適正還元を促進します。



## ■ 取組の内容

- 堆肥等の成分分析を行い、経営体内外への堆肥の仕向状況に応じて、飼料作物作付地の土壤分析結果を利用した施肥設計及び耕種農家等との供給契約を締結すること。

## ■ 留意事項

- 堆肥等を合理的と考えられる方法で採材し、①施肥量の記録や、②堆肥供給量と耕種農家等の受取の記録を行うことが必要です。
- 堆肥の成分分析、土壤分析及び施肥設計は専門知識をもった第三者が行う必要があります。（自分で行うことには認められません。）
- 堆肥・土壤分析で最低限必要な分析項目は以下のとおりです。  
土壤分析: pH、リン酸、カリウム、マグネシウム、カルシウム  
堆肥分析: 窒素、リン酸、カリウム
- スラリーも堆肥と同様、攪拌発酵などにより適正に堆肥化処理され、成分分析されている場合には、堆肥と同様に扱うことができます。
- 経営体内での堆肥利用と経営体外への堆肥供給をともに行う場合、両方の要件を充足することが必要となります。



施肥設計



畜産農家  
耕種農家

供給契約

# 温室効果ガス低減の取組とは？

## ■ 取組の目的

- 耕起に必要な化石燃料の使用量と大気中への炭素の放出量を抑制するため、①不耕起栽培又は②メタン発酵処理施設の消化液利用により、温室効果ガスの排出の削減に貢献します。

## ■ 取組の内容

- 飼料作物作付地において、飼料作物の不耕起栽培（永年性飼料作物の場合は簡易更新）又はメタン発酵処理施設の消化液を利用した栽培を実施すること。
- 飼料作物作付面積の5割以上で取り組むこと。ただし、永年性飼料作物の不耕起栽培を実施する場合は、簡易更新により播種する面積が2割以上とすること。

**注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。**

## ■ 留意事項



### キーワード KEYWORD

- 「不耕起栽培」は、農地を耕起せず、表面を攪拌したり、切れ込みを入れたのち、播種、施肥等を行う栽培方法。



- 前年の秋に農作物を収穫した後すぐに耕起し、翌事業実施年度の春に再耕起しないで飼料作物を作付ける場合は、不耕起栽培の取組としては認められません。
- 消化液は成分分析されているものを利用する必要があります。
- 乳牛糞尿に併せて生ゴミや汚泥等を原材料とする共同利用型施設の消化液も利用することができます。

# 02 温室効果ガス低減の取組とは？ (2)

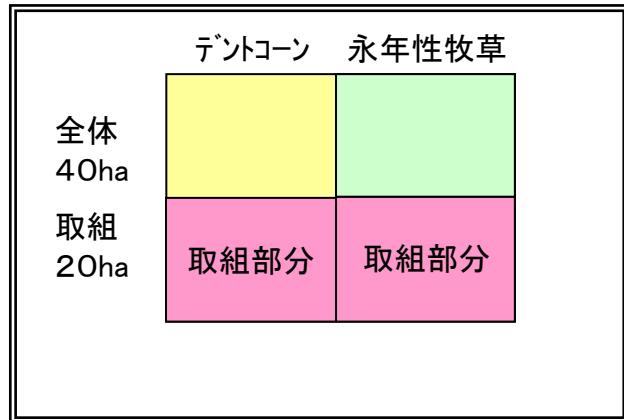
## ■ 留意事項

注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含まれません。

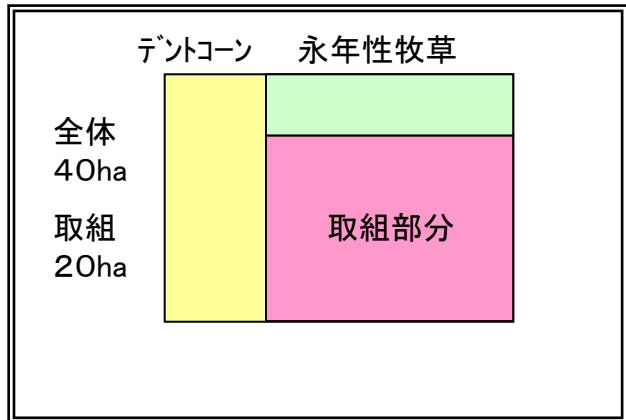
## ■ 消化液利用の場合

- ① 飼料作付面積の5割以上で取組を実施

<例1>



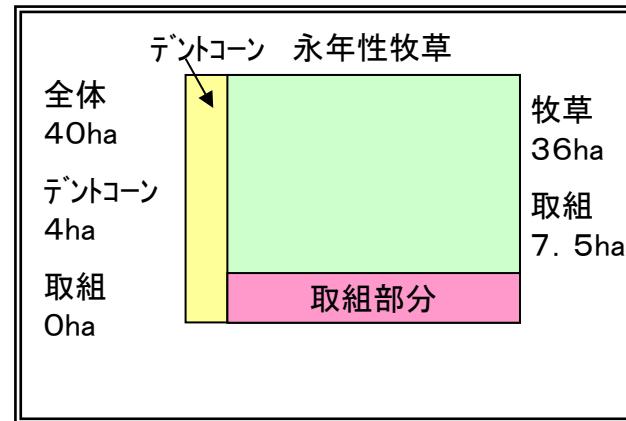
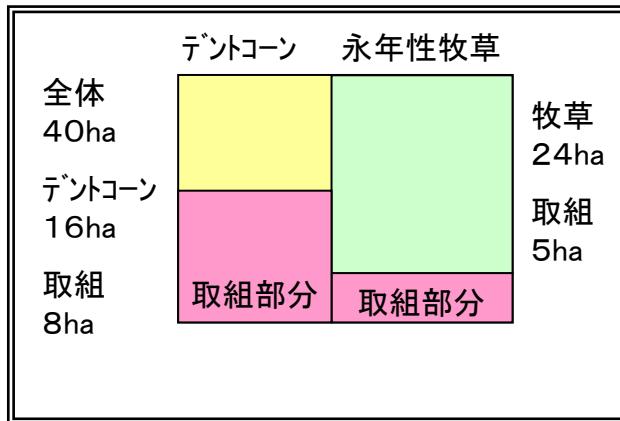
<例2>



## ■ 不耕起栽培の場合

- ① 単年性作物作付面積の5割以上、永年性牧草飼料作物作付面積の2割以上で実施。

- ② 単年性作物と永年性牧草のいずれかが飼料作物面積の8割以上である場合は、該当する作物の作付地で取組を実施。

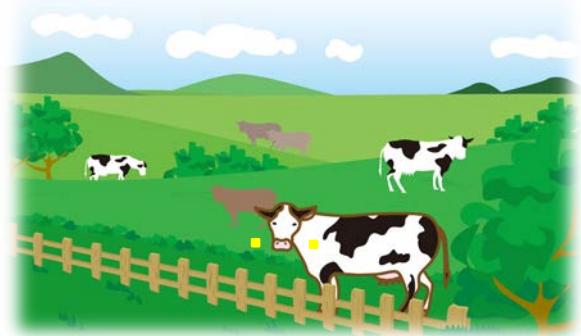


# 放牧の実施とは？

## ■ 取組の目的

■ 牛の飼養は、給餌やふん尿処理、草地管理等に化石燃料等が必要となるため、①経産牛放牧又は②後継牛放牧により、化石燃料等の使用量の削減に貢献します。

また、放牧は、主として輸入に頼る濃厚飼料給与量の削減により運搬に伴う化石燃料を削減し、家畜福祉や牧歌的景観形成、生物多様性の保全等にも貢献します。



## ■ 取組の内容

■ 飼料作物作付地において、毎年度、**経産牛又は乳用後継牛（預託を含む）**について、1頭当たり90日以上の放牧を実施していること。

1日のうち、時間放牧、昼間放牧、夜間放牧等が行われていれば1日とカウントします。

## ■ 留意事項

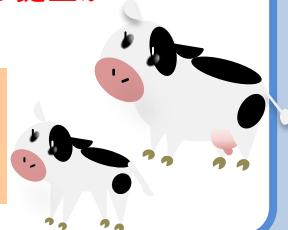


■ 「経産牛頭数」及び「乳用後継牛頭数」は、事業参加年度の7月1日時点で以下の月齢の牛とします。

**注：月齢の確認は、農林水産省が牛個体識別データにより行いますが、預託牛については、別途証明書類の提出が必要です。（15ページを参照。）**

**経産牛：満27か月齢以上**

**乳用後継牛：満7か月齢から満18か月齢まで**

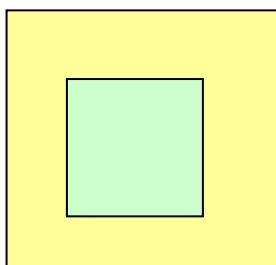


# 放牧の実施とは？(2)

## ■ 留意事項

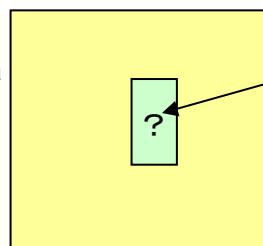
### 1. 取組のイメージ

全体40ha  
うち放牧地  
は牛舎周辺  
の20ha



(交付額 15,000円 × 40ha=60万円)

全体40ha  
うち3haで  
放牧？



運動場代わり  
の「放牧地」に  
過ぎないと認め  
られる場合は  
交付しない。



### 2. 預託による放牧の場合

**注：交付面積のカウントには、預託先の放牧面積は含まれません。**

- 預託中の後継牛の月齢や放牧日数が確認できるよう、放牧日誌や預託管理台帳等の写しを準備すること。

(例) 預託管理台帳

受入者:○○牧場

個体識別番号	生年月日	預託者氏名	入牧日	退牧日	備考
12345 6789 0	H29.1.11	農水 太郎	H29.7.1	H30.11.30	12か月齢(H30.7.1時点)
23456 7890 1	H29.11.1	農水 太郎	H30.5.1		8か月齢(H30.7.1時点)

- 預託に当たって、当該牛の所有権を一時的に移転する場合は、年度ごとに預託料を負担していること。

# 無化学肥料栽培又は 無農薬栽培の実施とは？

## ■ 取組の目的

- 化学肥料の施用は、作物の収量に最も影響するため、ともすると過剰施肥となる場合があり、地下水等の汚染につながるおそれがあります。また、農薬は不適性に施用した場合、残留農薬のリスクが高まる可能性があります。そこで、①無化学肥料栽培又は②無農薬栽培を実施することで、過剰施肥や残留農薬によるリスクの低減、生態系への影響の極力回避等を図り、環境負荷の軽減に貢献します。

## ■ 取組の内容

- 経営内の全ての飼料作物作付地において、無化学肥料栽培又は無農薬栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は化学肥料及び農薬を使用することができる。
- 草地更新以外の理由により、やむを得ず化学肥料又は農薬を使用する場合は、飼料作物作付実面積の2割以内とすること。



注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。

## ■ 留意事項

- 草地更新の際は化学肥料及び農薬を使用することができます。ただし、更新後の管理には使用しないでください。

# 無化学肥料栽培又は 無農薬栽培の実施とは？(2)

**注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積  
は含みません。**

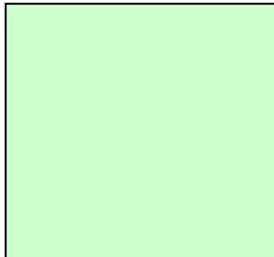


## 留意事項

- 草地更新以外の理由でやむを得ず化学肥料又は農薬を使用する場合は、飼料作物作付実面積※の2割以内であることが必要です。

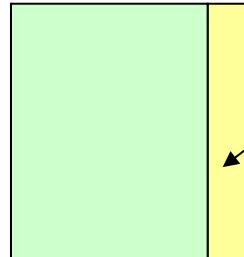
※飼料作物作付実面積には、二期作・二毛作の2作目の面積は含みません。

全体40ha  
うち40ha  
で取組



[ 交付額  $15,000\text{円} \times 40\text{ha} = 60\text{万円}$  ]

全体40ha  
うち6haで  
緊急的に  
除草剤を  
使用



草普及センター等の助言で施肥(又は除草剤を使用)せざるを得ない場合等

交付対象  
は作付面  
積全体

普及員や農協の指導員からの助言を受けた場合は、助言を受けたことが分かる資料を保存しておくこと。

- 「農薬」は化学的に合成された殺虫剤、殺菌剤、除草剤等です。

- 「化学肥料」は化学的に合成された肥料であり、炭酸カルシウム肥料、熔せい燐肥などの天然物質に由来する肥料、土壤改良資材、微量要素等は含まれません。



**キーワード**  
**KEYWORD**

38ページの「(参考)化学肥料の種類」を参照のこと

## ■ 取組の目的

- 飼料作物のサイレージ化の過程は、BOD（生物化学的酸素要求量）の極めて高い排汁の河川流出や変敗サイレージの廃棄に伴う化石燃料の追加的な使用につながるおそれがあるため、病害微生物の伝播防止対策や適切な水分調整、排汁の適正処理等の実施により、環境負荷の軽減に貢献します。

## ■ 取組の内容

**注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。**

- 以下の①又は②のうち、1つを実施すること。

① 飼料作物作付面積の8割以上に牧草を作付ける場合に、サイレージ化する全ての牧草について、75%以下の水分率を目標に予乾すること。また、サイロ（基本的にバンカーサイロ）を利用する場合は、水分測定を行った上で詰め込むこと。

② 飼料作物作付面積の2割以上にデントコーン・ソルガム等を作付ける場合に、サイレージ化する全てのデントコーン・ソルガム等について、病害微生物対策のための適正品種・密度での植栽及びほ場からの収穫残渣の除去を行うこと。

- サイロで発生した排汁は、排汁槽に貯留する等適正に管理し、ほ場散布等により適正に処理すること。また、サイロごとにサイレージの飼料分析を行うこと。

- 二次発酵を防止するため、十分な気密性確保対策（ロールペールサイレージは十分な多層巻き）を実施し、使用した農業用廃プラスチック資材はリサイクル処理すること。

デントコーン・ソルガム等とは、デントコーン（イヤコーンとしての利用を含む）、ソルガムの他、飼料用ムギ、飼料用カブ、WCS用稻、飼料用米等牧草以外の飼料作物のことです。



# サイレージの適正な生産・管理とは？(2)

## ■ 留意事項

- サイレージの飼料分析で最低限必要な分析項目は、以下のとおりです。  
**水分、T D N、タンパク質、炭水化物、ミネラル**
- 都道府県は、飼料作物の病害微生物対策のための奨励品種とその適正な植栽密度を規定する栽培基準を定め、その内容を公表してください。
- 農業用廃プラスチックのリサイクル状況を「廃棄物の処置及び清掃に関する法律」に基づくマニフェスト等により明らかにする必要があります。



	バンカー	ラップ
牧草	予乾・水分測定 排汁処理・飼料分析 発酵対策・廃プラ処理	予乾 発酵対策・廃プラ処理
コーン	病害防止 排汁処理・飼料分析 発酵対策・廃プラ処理	病害防止 発酵対策・廃プラ処理

二次発酵防止対策として気密性確保対策の実施と、サイレージ生産に関わる全ての廃プラスチック資材のリサイクルの実施が必要となります。

# 国産副産物の利用促進とは？

## ■ 取組の目的

- 利用されない農水產品の副産物は、蓄積による景観の悪化や処分のための化石燃料の使用等につながるため、①ライムケーキやホタテ貝殻等の土壤改良資材（石灰質資材）としての活用又は②耕種作物の農場残渣や食品製造副産物の飼料利用により、資源循環の促進や地域産業との調和を推進します。

## ■ 取組の内容

- 国産の農水產品副産物を土壤改良資材又は飼料の原料として使用すること。
- 土壤改良資材として副産物（ライムケーキ、ホタテ貝殻等）の使用を選択する場合に、飼料作物作付地の土壤分析を行った上で分析結果を利用し、施肥に併せて牧草の作付面積の5割以上に散布すること。
- 飼料の原料として副産物（不整形野菜、豆腐粕等）の使用を選択する場合に、酪農家1戸当たり年間12トン以上を耕種農家等から直接入手し、飼料に調製して利用すること。



**注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含まれません。**

# 国産副産物の利用促進とは？ (2)

## ■ 留意事項

- 副産物を土壤改良資材として利用する場合には、土壤を合理的と考えられる方法で採材するとともに、施用量を記録する必要があります。
- 土壤分析で最低限必要な分析項目は以下のとおりです。  
pH、リン酸、カリウム、マグネシウム、カルシウム
- 使用する副産物は国産の農水産物由来である必要があります。



- 土壤改良資材として利用する場合の取組例は以下のとおりです。

(取組例)

全体50ha  
うち40haの牧草地のうち20haで取組

牧草地40ha	デントコーン等10ha
うち取組部分20ha	



ライムケーキ、  
ホタテ貝殻等



- 飼料の原料として利用する場合、利用する副産物は一次処理していないものである必要があります。（機械を使った乾燥、粉碎及び圧潰、乳酸菌や水分調整資材等の化学調整により処理されたものは対象外）

# 環境負荷に配慮した デントコーン・ソルガム等の生産とは？

## ■ 取組の目的

- 牧草地と比較して多くの堆肥・化学肥料、農薬が必要となる場合があるデントコーン・ソルガム等の作付けについて、環境に配慮した生産を行うことで、環境負荷の軽減に貢献します。

## ■ 取組の内容

- 07-1～-5のうち、1つを実施すること。  
なお、これらのうち2つの取組を同時に参加要件として利用することはできません。
- 飼料作物作付実面積※に占めるデントコーン・ソルガム等の作付面積の割合は、2割以上であること。

デントコーン・ソルガム等とは、

デントコーン(イヤコーンとしての利用を含む)、ソルガムの他、飼料用ムギ、飼料用カブ、WCS用稻、飼料用米等牧草以外の飼料作物のことです。

※飼料作物作付実面積には、二期作・二毛作の2作目の面積は含まれません。

**注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含まれません。**

## ■ 留意事項

- 地域の慣行基準は、基本的に、
  - ① 化学肥料については、化学肥料の窒素成分の合計、
  - ② 農薬については、化学合成農薬の有効成分量
 について、都道府県が地域の施肥・防除の実態を踏まえて品目ごとに設定（必要に応じて、地域ごと、作期ごとに設定）してください。
- 都道府県は、慣行基準に基づく化学肥料又は農薬の使用量削減の方法を策定し、その内容を公表してください。



07-1

# スラリー等の土中施用の実施とは？

## ■ 取組の目的

- 酪農経営から発生するスラリー（ふん尿混合液肥）は、施用時にアンモニア発生による臭気を伴う上、表面から流出しやすく、土壤や水系を汚染する可能性があります。
- スラリーの施用を表面散布から、土壤へ注入する方法へ変更することにより、悪臭の低減や、土壤表面からのスラリー等の流出防止に貢献します。また、土壤内への直接注入により、養分吸収率が高まるとともに、炭素の土壤貯留が進み温室効果ガスを削減します。

## ■ 取組の内容



スラリー等とは、ふん・尿混合の液肥、固液分離後の液肥、メタン発酵消化液等液状のものをいいます。

- 全てのデントコーン・ソルガム等の作付地について、スラリー等の土中施用を実施すること。

## ■ 留意事項

注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。

- 全てのデントコーン・ソルガム等の作付地において、スラリー、液肥の土中施用を行うことが必要です。



**POINT**

「土中施用」は、スラリーインジェクター等の専用機械を用いる土壤注入のほか、ハロー等で土表に切り込みや窪地を作り、スラリー等が当該切れ込みに流れ込みやすい散布を行い、鎮圧等により切れ込みにすり込む」ようにする必要があります。

土表面に切り込みを入れる

スラリー等を切り込みの中に散布

スラリーインジェクター等

土表面に切り込みを入れる

スラリー等を切り込み付近に散布

スラリーの鎮圧等

組み合わせ作業

一連の作業は環境負荷軽減効果を高めるため、時間を空けないようにすること。

07-1

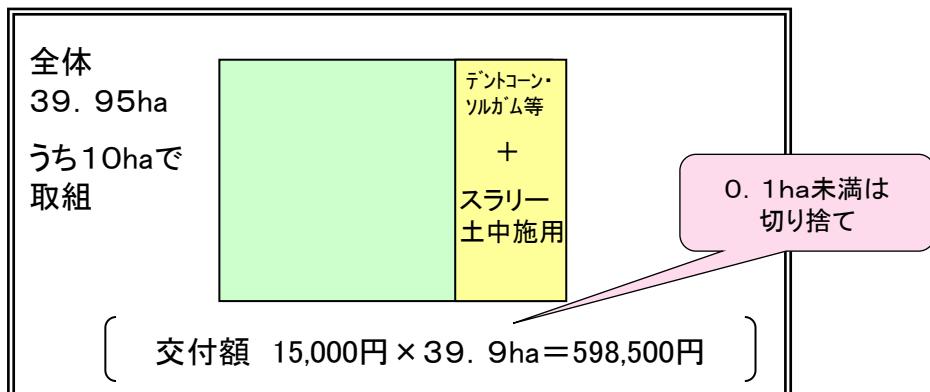
# スラリー等の土中施用の実施とは？(2)

## ■ 留意事項

**注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。**

### 1. 基本的な取組パターンと交付対象面積との関係

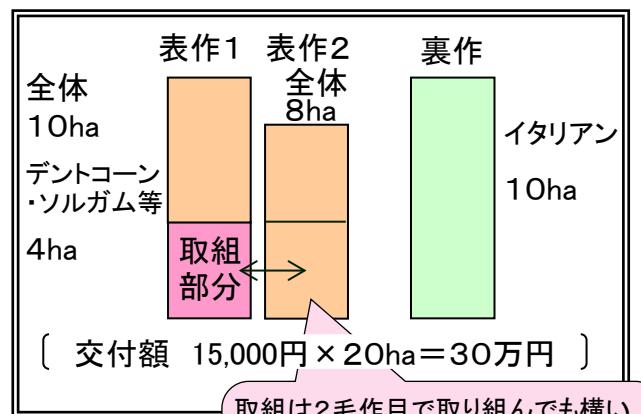
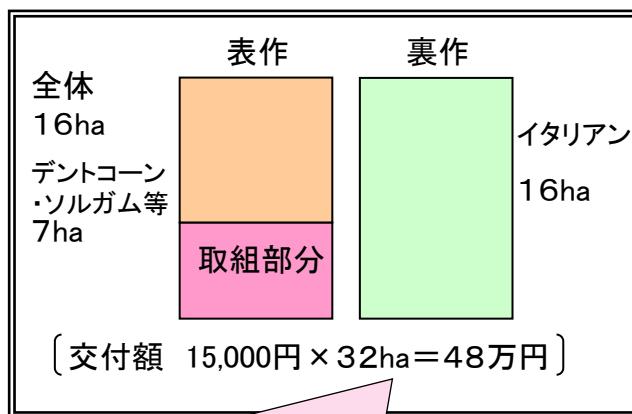
- ① デントコーン・ソルガム等の作付割合は2割以上あること。



### 2. 裏作に1年生牧草を、表作にデントコーン・ソルガム等を栽培している場合

- ① 本取組メニューでは、二期作・二毛作を除いた飼料作物作付面積に対する取組割合であるため、1作目でカウントする。

- ② デントコーン・ソルガム等を二毛作栽培している場合は、取組は1毛作目、2毛作目どちらかで行えばよいが、取組割合は1作目の飼料作付面積でカウントする。



飼料作物作付面積(二期作・二毛作除く。)の2割以上なので、16haの2割(3. 2ha)以上のデントコーン・ソルガム等の作付けが必要。交付対象面積は、二期作・二毛作面積も含むので、32ha分を交付。

取組は2毛作目で取り組んでも構いません。  
全体面積は、1作目の飼料作付面積(例では表作1)でカウントします。

# 連作防止の実施とは？

## ■ 取組の目的

- デントコーン・ソルガム等を同一作付地に連作した場合、未利用窒素成分が硝酸性窒素等として土壤に蓄積すること等が懸念されます。
- デントコーン・ソルガム等を連作している作付地を、飼料作物のうち、表層上の根張りが密集し窒素吸収が高い牧草地等に転換することにより、土壤中の硝酸性窒素等の過剰蓄積の抑制や温室効果ガス排出量の削減に貢献します。

## ■ 取組の内容

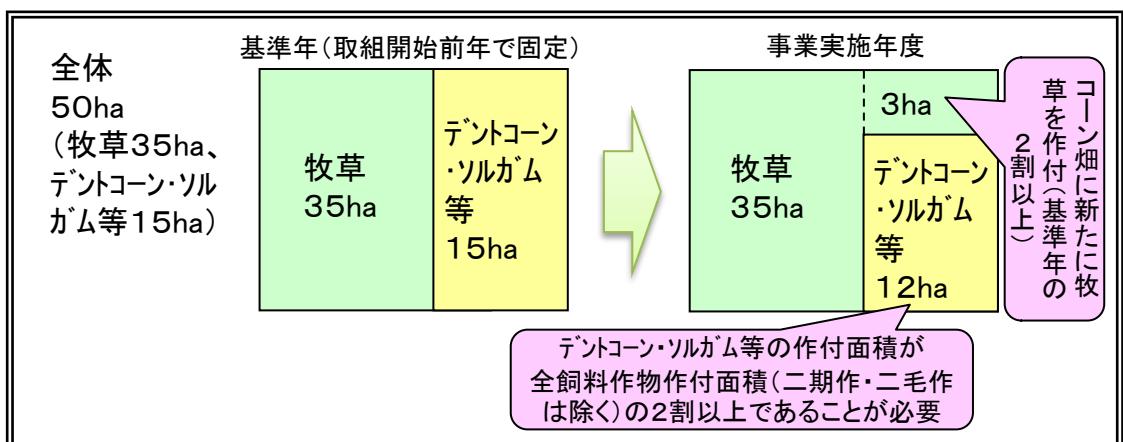
- デントコーン・ソルガム等の作付地において、取組開始前年（以降、基準年として固定）のデントコーン・ソルガム等の作付面積の2割以上にイネ科牧草等を導入すること。

## ■ 留意事項

**注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。**

- 取組開始前のデントコーン・ソルガム等の面積が基準となります。以降、取り組む際も基準年として固定されます。なお、24年度までに既に取り組んでいる方は、25年度以降も、これまでの基準年をそのまま適用してください。

(取組例)



## 化学肥料又は農薬使用量の削減とは？（1）

### ■ 取組の目的

- デントコーン・ソルガム等の作付けは毎年の耕起が必要であり、耕起により柔らかくなった硝酸性窒素等を含んだ土壌が雨水等によって河川等に流出する可能性があります。また、デントコーン・ソルガム等の作付けには牧草地と比較して多くの堆肥・化学肥料、農薬が必要となる場合があり、環境負荷が懸念されます。
- デントコーンの不耕起栽培又は側条施肥により土壤中硝酸性窒素等の流出を抑制するとともに、農薬又は化学肥料の使用量を削減し、環境負荷の軽減に貢献します。

### ■ 取組の内容

**注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含まれません。**

- デントコーン・ソルガム等の作付地において、デントコーン・ソルガム等の作付面積の8割以上で不耕起栽培又は側条施肥を実施すること。
- デントコーン・ソルガム等の作付けに当たり、不耕起栽培又は側条施肥実施ほ場において、化学肥料又は農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。

### ■ 留意事項



- 「側条施肥」とは、専用の機械を用いて、苗近くに局所的に施肥する技術で、通常の施肥に比べ、肥効が早く利用率も高く、施肥量の低減が可能な施肥方法です。
- 「不耕起栽培」については、12ページを参照してください。

## ■ 留意事項

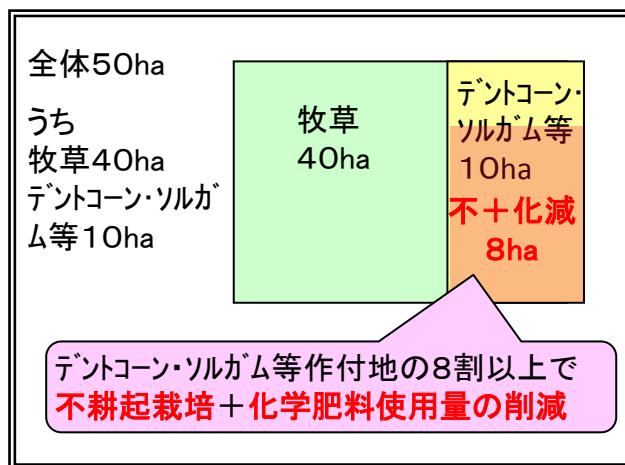
**注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積  
は含みません。**

**■ 本取組は、以下の4パターンの組合せが考えられます。**

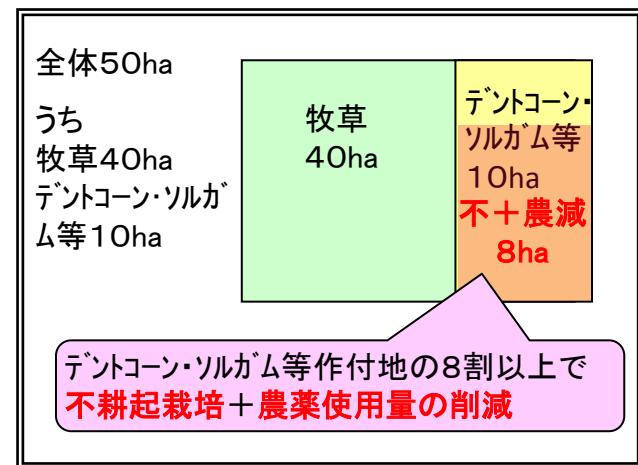
## (取組例)

※デントコーン・ソルガム等の作付割合は2割以上あることが必要。

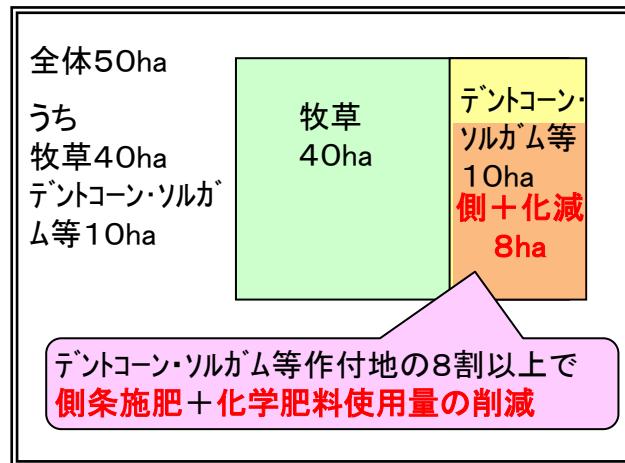
## ① 不耕起栽培+化学肥料使用量の削減



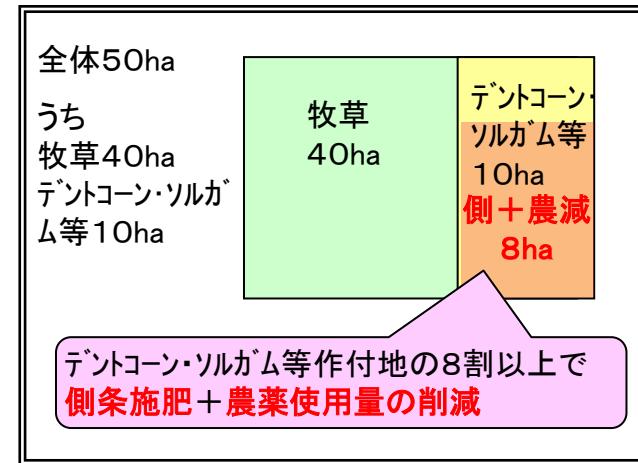
## ② 不耕起栽培+農薬使用量の削減



## ③ 側条施肥+化学肥料使用量の削減



## ④ 側条施肥+農薬使用量の削減



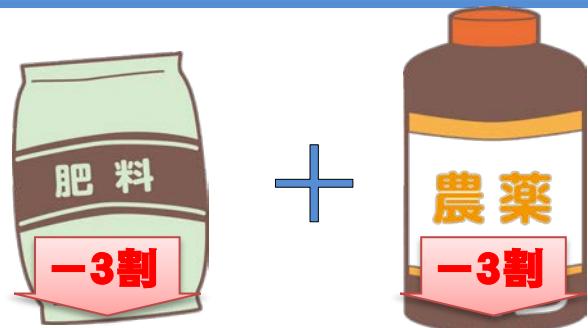
# 化学肥料及び農薬使用量の削減とは？

## ■ 取組の目的

- デントコーン・ソルガム等の作付けには牧草地と比較して多くの堆肥・化学肥料、農薬が必要となる場合があり、環境負荷が懸念されます。
- デントコーン・ソルガム等の作付けに使用する農薬・化学肥料の使用量を削減し、環境負荷の軽減に貢献します。

## ■ 取組の内容

- デントコーン・ソルガム等の作付に当たり、化学肥料及び農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。



## ■ 留意事項

**注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。**

- 化学肥料及び農薬の使用量の地域の慣行基準や削減方法については、都道府県が策定・公表のものに従ってください（22ページを参照）。



(取組例)

全体50ha うち 牧草40ha デントコーン・ソルガム等10ha	牧草 40ha	デントコーン・ソルガム等10ha	デントコーン・ソルガム等の作付地で化学肥料・農薬使用量を削減
--	------------	------------------	--------------------------------

# 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減とは？

## ■ 取組の目的

- デントコーン・ソルガム等の作付けは毎年の耕起が必要であり、作業用機械の大型化等により土壤の物理性が変化し、排水不良となって肥料や土壤が流亡する懸念されます。また、デントコーン・ソルガム等の作付けには牧草地と比較して多くの農薬が必要となる場合があり、環境負荷が懸念されます。
- 心土破碎により肥料の流亡の阻止や土壤への炭素貯留機能の強化による温室効果ガス排出量の削減に貢献するとともに、農薬の使用量を削減することにより環境負荷軽減に貢献します。

## ■ 取組の内容

- デントコーン・ソルガム等の作付地において、デントコーン・ソルガム等の作付面積の5割以上で心土破碎を実施すること。
- デントコーン・ソルガム等の作付けに当たり、農薬の使用量を地域の慣行基準から3割程度以上削減すること。

## ■ 留意事項

**注：面積のカウントには、耕種農家等との契約栽培面積は含みません。**

- 「心土破碎」とは、専用の機械を用いて、大型作業機械の踏圧等により、作土層の直下に形成された耕盤層を破碎し、透水性改善や根圧拡大を図り、肥料成分の流亡を防止したり、炭素貯留機能を強化する技術です。

(取組例)



# 追加交付金の対象となる 拡大面積とは？

## ■ 追加交付金の交付対象

- 本体交付金の交付対象者のうち、「輸入飼料からの切替」※又は「乳用後継牛の増頭」※を行い、飼料作付面積を拡大した者には、拡大した面積に応じて1ヘクタール当たり30,000円の追加交付金を交付します。

30年度から、輸入の濃厚飼料を削減する場合も支援対象となりました。

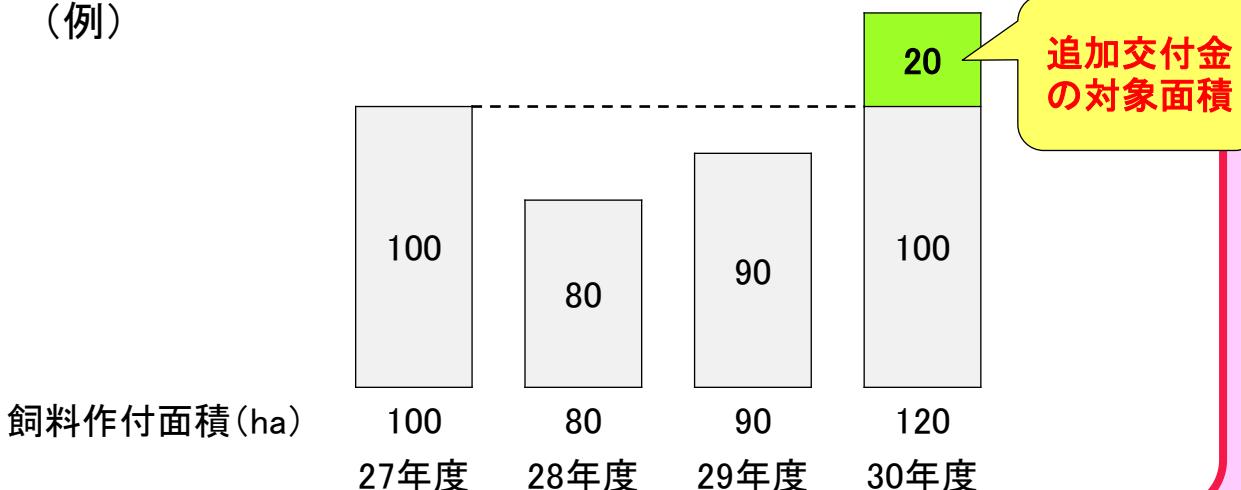
※ 2つの要件を併用することも可能です。



## ■ 拡大面積の算出方法

- 過去3カ年度における本体交付金の交付対象面積のうち、最大の面積から拡大した分に交付します。
- ただし、新たに事業に参加した場合は、前年度の作付面積から拡大した分が交付対象になります。

(例)



# 輸入飼料からの切替とは？

## ■ 輸入飼料の削減基準

■ 輸入飼料の購入量は、前年と比較して、飼料作付面積拡大1ヘクタール当たり1トン以上削減する必要があります。

なお、前年に輸入飼料を購入していない場合は、追加交付の対象となりません。

注：30年度における輸入飼料の削減は、30年（1月～12月）と29年（1月～12月）の購入量を比較して確認します。

## ■ 経産牛の増頭による削減基準の緩和

■ 経産牛を増頭した場合、経営全体における飼料の使用量が増加することを考慮し、上記削減基準の総量から増頭1頭当たり2トンを控除します。

### （取組例）

前年の飼料使用状況

自給飼料 20ha	輸入飼料 20t
--------------	-------------

自給飼料  
生産拡大  
(+5ha)



### ① 頭数を維持した場合

自給飼料 25ha	輸入飼料 15t
--------------	-------------

削減基準(5t)から2頭増頭分の4tを控除すると、1tの削減でOK

### ② 2頭増頭した場合

自給飼料 25ha	輸入飼料 19t
--------------	-------------

注：上記取組例において、3頭以上増頭した場合は、控除量が削減義務の総量を上回るため、輸入飼料の削減義務量は0tとなります。  
(輸入飼料が増えた場合は、追加交付は受けられません。)

## ■ 乳用後継牛頭数の維持

■ 乳用後継牛飼養頭数が、前年の7月1日時点と比較して減少していないことも条件となります。（やむを得ない場合を除く。）

＜やむを得ない場合とは＞

天災や伝染病によるもののほか、飼養管理に係るもの（分娩時期のずれ、雄の分娩割合の増加、初妊牛の自家育成への切替初期等）で一過性の減少と見なせるものである必要があります。なお、飼養管理に起因する場合に認められる減少は、2割が上限です。

# 乳用後継牛の増頭とは？

## ■ 増頭の定義

- 乳用後継牛頭数は、前年の7月1日時点と比較して、飼料作付面積拡大1ヘクタール当たり1頭以上増頭する必要があります。

**注：**乳用後継牛の増減は、交付申請年度の7月1日時点において牛個体識別台帳に登録された満7か月齢から満18か月齢までの頭数をその前年7月1日時点と比較します。

## ■ 留意事項

- 乳用後継牛頭数は、各年の7月1日時点で事業参加者が飼養する頭数をカウントします。

**注1）**：預託先の乳用後継牛の頭数はカウントされません。

**2）**：牛個体識別台帳に登録されていない場合はカウントされないので、牛の出生や異動があった場合は、速やかに届出を行ってください。



# 留意事項

## I. 環境負荷軽減の取組について

### ■ 組織として取り組む場合の留意事項

■ 8ページに書いてあるとおり、組織で事業参加する場合には、環境負荷軽減の取組は共同で一つの取組を行っても、農家個々が別の取組を行っても構いません。

ただし、組織として共同で取組を行う場合であっても、個々の農家は継続参加要件に見合った数の取組を実施する必要があります。

02  
温室効果  
ガス低減  
の取組

07-1  
スラリー等  
の土中施用  
の実施

01  
堆肥の適正  
還元

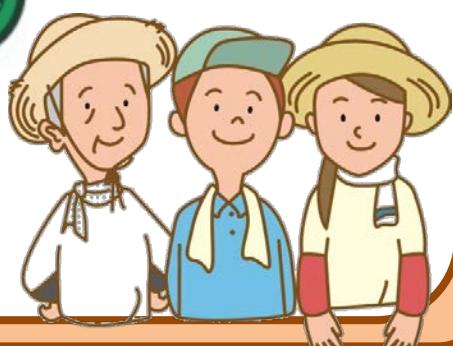
03  
放牧の実施

A農家

B農家

C農家

3戸の構成員からなるTMR  
センター等として参加



## ■ 組織として取り組む場合の取組要件

### ■ 取組を集団として共同で行う場合の、環境負荷軽減の取組要件の注意点は以下のとおりです。

取組事項		取組内容
1	堆肥の適正還元の取組	<p>土壤分析、堆肥の成分分析、施肥設計については、【1ヶ所×構成員数】以上の回数を行うこと。</p> <p>耕種農家との堆肥の供給契約は、組織として共同で契約を締結するか、又は構成員全員が契約を締結すること。</p>
2	温室効果ガス低減の取組	<p>構成員全員の合計飼料作物作付面積の5割以上で取り組むこと。ただし、永年性飼料作物の不耕起栽培を実施する場合は構成員全員の面積の2割以上とすること。</p>
3	放牧の実施	<p>構成員全体で、経産牛又は乳用後継牛(預託されているものを含む。)1頭当たり90日以上の放牧を実施すること。</p>
4	無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施	<p>集団内の全ての飼料作物作付地において、無化学肥料栽培又は無農薬栽培を実施すること。ただし、草地更新の際は化学肥料及び農薬を使用することができる。</p> <p>やむを得ず化学肥料又は農薬を使用する場合は、構成員全員の飼料作物作付面積(二期作・二毛作の2作目は除く)の2割以内とすること。</p>
5	サイレージの適正な生産・管理	<p>構成員全員の合計飼料作物作付面積を8割又は2割の判別要件とすること。</p>
6	国産副産物の利用促進	<p>土壤改良材として副産物(ライムケーキ、ホタテ貝殻等)を使用する場合、土壤分析は【1ヶ所×構成員数】以上の回数を行った上で、構成員全員の合計作付面積の5割以上で土壤改良資材(石灰質資材)の散布を実施すること。</p> <p>飼料の原料として副産物(不整形野菜、豆腐粕等)を使用する場合、構成員1戸当たり年間12トン以上を耕種農家から直接入手し、飼料に調製して利用すること。</p>
7	環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産	<p>構成員全員の合計飼料作物作付面積(二期作・二毛作の2作目の面積は除く)に占めるデントコーン・ソルガム等の作付面積の割合が、2割以上であること。</p>

## ■ 取組内容の確認・記録（1）

■ 事業参加者は、農協等が行う現地確認時に、確認のための書類・写真等を現地確認者に提示し、取組を実践していることを証明する必要があります。

### 01 堆肥の適正還元の取組

- ①堆肥・土壤の分析実績、施肥設計の実施状況
  - ・堆肥・土壤分析書(分析項目がわかるもの)、肥料取締法に基づく登録証(普通肥料・特殊肥料)、施肥設計書、作付作物の種類、堆肥舎数、堆肥の分別管理の有無等
- ②施肥の実施状況
  - ・施肥時期・施肥量を記した作業日誌、写真等
- ③堆肥供給の状況
  - ・供給契約書、受取耕種農家・受取量・受取日時・署名のある確認表等

### 02 温室効果ガス低減の取組

- ①飼料作物作付面積及び牧草・デントコーン等不耕起栽培又は消化液利用栽培の面積
  - ・農地基本台帳、作業日誌、写真等
- ②不耕起栽培又は消化液利用栽培の実施状況
  - ・作業日誌、写真等

### 03 放牧の実施

- ①経産牛及び乳用後継牛の放牧延べ日数及び実施状況
  - ・放牧日誌、作業日誌、預託管理台帳、写真等
- ②7月1日時点の経産牛頭数及び乳用後継牛頭数
  - ・牛個体識別台帳の頭数
- ③預託された乳用後継牛の確認
  - ・年度ごとに預託料を支払っていることを証明する書類

### 04 無化学肥料栽培又は無農薬栽培の実施

- ①飼料作物作付面積及びやむを得ず化学肥料又は農薬を利用した場合の面積
  - ・農地基本台帳、生乳生産管理チェックシート、作業日誌、肥料・農薬購入伝票、草地更新の有無、写真等
- ②普及センター等の助言の内容
  - ・助言文書等

### 05 サイレージの適正な生産・管理

- ①飼料作物作付面積の確認
  - ・農地基本台帳、作業日誌、写真等
- ②排汁低減の実施状況
  - ・サイロの種類、数、原料草の水分測定結果、サイレージの飼料分析結果、収穫・散布用機械の使用実績、作業委託証明書、写真等
- ③二次発酵防止対策の実施状況
  - ・作業日誌、廃プラスチック資材をリサイクル処理したことを証明する書類（マニフェスト等）、写真等



## ■ 取組内容の確認・記録（2）

### 06 国産副産物の利用促進

#### ①飼料作物作付面積の確認

- ・農地基本台帳、作業日誌、写真等

#### ②副産物の利用状況、土壤分析の実施状況

- ・作業日誌、副産物の購入伝票、土壤分析書（分析項目がわかるもの）、作業委託証明書、写真等

### 07 環境負荷に配慮したデントコーン・ソルガムの生産

#### -1～-5共通

#### ①飼料作物作付面積の確認及びデントコーン・ソルガム等作付面積の確認

- ・農地基本台帳、作業日誌、写真等

#### -3～-5共通（※）

#### ②化学肥料、農薬の使用量の削減状況

- ・都道府県における肥料・農薬の慣行基準・削減方法の設定状況、生乳生産管理チェックシート、作業日誌、肥料・農薬の購入伝票等

### -1 スラリー等の土中施用の実施

#### ①スラリー等施用面積・状況

- ・農地基本台帳、生乳生産管理チェックシート、作業日誌、写真等

### -2 連作防止の実施

#### ①イネ科牧草等の導入状況

- ・種子・土壤改良材・肥料の購入伝票、牧草導入のための工事等の関係書類、写真等

#### ②基準年と当年の牧草、デントコーン・ソルガム等作付面積の確認

- ・農地基本台帳、作業日誌、写真等

### -3 不耕起栽培又は側条施肥の実施

ほ場における化学肥料又は農薬使用量の削減

#### ①不耕起栽培又は側条施肥実施面積

- ・農地基本台帳、作業日誌、写真等

#### ②不耕起栽培又は側条施肥実施状況

- ・不耕起栽培又は側条施肥用機械の使用実績、作業委託証明書、写真等

#### ③化学肥料、農薬の使用量の削減状況

- ・上記（※）を参照してください。

### -4 化学肥料及び農薬使用量の削減

#### ①化学肥料、農薬の使用量の削減状況

- ・上記（※）を参照してください。

### -5 心土破碎の実施及び農薬使用量の削減

#### ①心土破碎実施面積

- ・農地基本台帳、作業日誌、写真等

#### ②心土破碎実施状況

- ・心土破碎用機械の使用実績、作業委託証明書、写真等

#### ③農薬の使用量の削減状況

- ・上記（※）を参照してください。

## II. 追加交付金の交付申請について

### ■ 輸入飼料削減の確認・記録

- 事業参加者は、農協等が行う現地確認時に、確認のための書類等を現地確認者に提示し、購入量を削減していることを証明する必要があります。
- 配合飼料等の混合飼料については、その原料について、国産・外国産の割合がわかるものを準備する必要があります。

確認書類：確定申告等に用いる帳簿、納品伝票、購入伝票、販売伝票、作業日誌、その他購入量を証明する書類等



### ■ 乳用後継牛増頭の確認

- 牛個体識別台帳より得られたデータを、地方農政局等において記載します。事業参加者自らが準備する必要はありません。



# (参考)化学肥料の種類



本事業における「化学肥料」とは、「化学的に合成された肥料」であり、「化成肥料」のほか、「窒素質肥料」、「リン酸質肥料」、「カリ質肥料」などの「单味肥料」も該当します。

## ■ 「化成肥料」の種類

「高度化成肥料」・・・N、P、Kの3要素の合計率が  
30%以上のもの

「普通（低度）化成肥料」・・・N、P、Kの3要素の合  
計率が30%以下のもの

## ■ 「单味肥料」の例

「窒素質肥料」・・・硫酸アンモニウム、塩化アンモニウム、塩酸アンモニウム、尿素 など

「リン酸質肥料」・・・過リン酸石灰 など

「カリ質肥料」・・・塩化カリウム、硫酸カリウム など

(注)上記以外の肥料であっても、化学的に合成された肥料であれば、本事業における「化学肥料」に該当しますが、

「有機農産物の日本農林規格」別表1に掲げる肥料及び土壌改良資材(※)は「化学肥料」には該当しません。

(※)天然物質に由来する「炭酸カルシウム肥料」、「硫黄」、「微量元素」、「熔せいりん肥」、「塩化ナトリウム」など



# 参加の手続等

## ① 事業参加の申込み

- 事業参加申込書及び環境負荷軽減型酪農実践計画を作成し、農協等へ提出します。



- 交付金の交付のために、事業参加申込書に口座番号を記入する必要があります。併せて、その口座の「通帳表紙裏ページ」のコピーを提出する必要があります。
- TMRセンター等の組織として事業参加する場合は、個人毎ではなく、組織としての参加手続が必要です。
- 飼料作物作付面積を、農地基本台帳等により、明確にする必要があります。また、農協等は、面積を正しく記入しているか、農地基本台帳等により確認する必要があります。

## ② 取組の実施

- 環境負荷軽減型酪農実践計画に基づく取組の実施
- 農業環境規範の実践（チェックシートの提出）

農協等による確認

## ③ 交付の申請

- 飼料作物作付面積（交付金交付対象面積）※を記載した交付申請書を作成し、農協等へ提出します。

※耕種農家等との契約栽培面積については、水田活用の直接支払交付金を交付されている場合は除きます。

- 農協等は、交付申請書に現地確認報告書を添付して都道府県協議会に提出します。

飼料作物作付面積※当たり交付金を受給

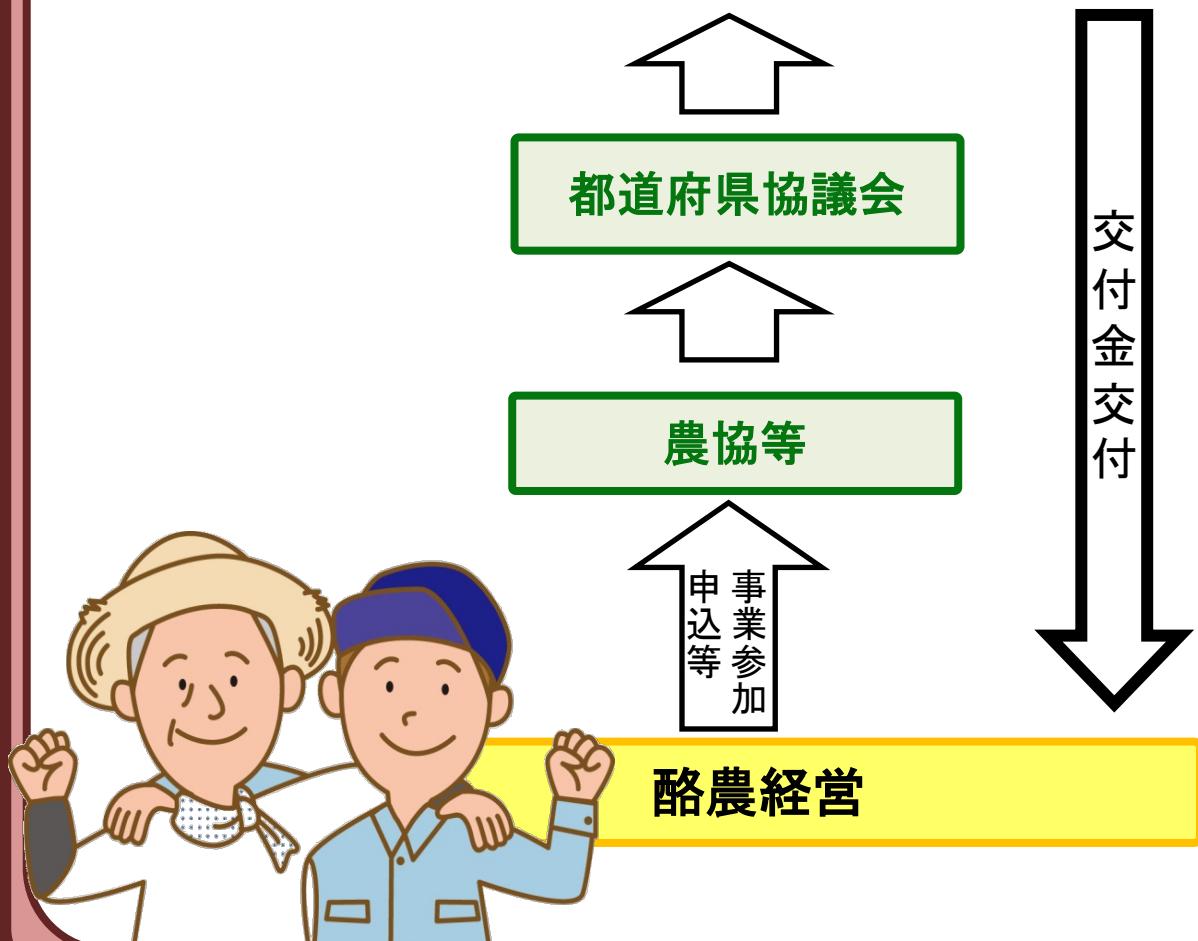
# 参加の手続等(2)

## ■ 飼料生産型酪農経営支援事業の実施体制

■ 飼料生産型酪農経営支援事業では、交付金交付を、国（農林水産省本省、地方農政局等）が直接実施することとしております。

一方で、事業の推進に必要な現地確認等については、都道府県協議会が実施主体となり、一部事務を協議会から農協等に委託して実施することとなります。

北海道農政事務所、地方農政局、  
沖縄総合事務局



# 問い合わせ先

飼料生産型酪農経営支援事業につきましては、最寄りの都道府県協議会（JA等）、農林水産省（農政局等）にお気軽に問い合わせください。

## ■ 農林水産省本省

農林水産省生産局畜産部畜産企画課  
畜産経営安定対策室

03-3502-8111（代表）  
(内線) 4890

## ■ 地方農政局等

北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807
東北農政局 生産部 畜産課	022-221-6198
関東農政局 "	048-740-3323
北陸農政局 "	076-232-4317
東海農政局 "	052-223-4625
近畿農政局 "	075-414-9022
中国四国農政局 "	086-224-9412
九州農政局 "	096-211-9525
沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課 畜産振興室	098-866-1653

